

# 平成26年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

平成26年7月4日（金）  
午前10時 開 議

## 【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】	.....	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	.....	
日程第2	諸般の報告	
• 例月現金出納検査報告書の配布		
• 要望書の配布		
(1) 陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を 求める陳情書		
• 出張報告		
【 報告第6号・報告第7号上程、報告 】	.....	
日程第3	報告第6号 平成25年度葛巻町の資金不足比率について	
日程第4	報告第7号 車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額 を定めることに関する専決処分の報告について	
【 議案第32号～議案第35号上程、説明 】	.....	3
日程第5	議案第32号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	
日程第6	議案第33号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第1号)	
日程第7	議案第34号 企業立地促進条例の一部を改正する条例	
日程第8	議案第35号 葛巻町町営住宅条例の一部を改正する条例	
【 認定第1号上程、説明 】	.....	9
日程第9	認定第1号 平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認 定について	
【 決算審査結果報告 】	.....	12
監査委員決算審査結果報告		

【 一般質問 】

日程第10 一般質問

- (1) 7番 山 岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (1) 人口減少への対策について
  - (2) エコ・ワールドくずまき風力発電所の今後の計画について
  - (3) 有害駆除対策について
  
- (2) 3番 柴 田 勇 雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - (1) 町の人口減少対策について
  - (2) 教委改革法成立に伴う町長所見について

平成26年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成26年6月26日（木）					
再開年月日	平成26年7月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成26年7月4日（金） 開議10時00分 散会14時27分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	山崎 邦 廣	6 番	小谷地 喜代治		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重 男	健康福祉課長	吉澤 信 也
	副 町 長	觸澤 義 美	農林環境エネルギー課長	山下 弘 司
	教育委員長	千葉 洋 一	建設水道課長	冬村 一 彦
	農業委員会長	鈴木 努	教育委員会教育次長	深澤口 和 則
	代表監査委員	馬 渕 文 雄	病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	鳩 岡 修	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	丹 内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋 一
	住民会計課長	村 中 英 治		

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

議事の都合上、ただいまから、平成26年葛巻町議会を再開します。

これから、平成26年葛巻町議会7月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から7月11日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、山崎邦廣君、6番、小谷地喜代治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第12号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

6月18日から19日まで、葛巻高等学校県外職場訪問同行のため、東京都及び神奈川県に出張しました。

6月29日から7月1日まで、福井県大野市制60周年記念式典出席のため、福井県大野市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成26年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第3、報告第6号、平成25年度葛巻町の資金不足比率について及び日程第4、報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についての2件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、報告第6号及び報告第7号の2件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。  
総務企画課長。

総務企画課長（ 嶋岡修君 ）

お疲れ様でございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案集1ページをお願いいたします。

報告第6号でございます。平成25年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

当町の地方公営企業のうち本定例会に決算認定の提案をさせていただきます病院事業会計に関するものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告いたすものでございます。

葛巻町国民健康保険病院事業会計、資金不足比率は発生してございません。流動資産が533,623,228円、流動負債が31,199,646円となっておりまして、資金不足比率は発生しないという状態になってございます。なお、事業の規模でございます医業収益の合計が556,656,000円となったものでございます。

2ページをお願いいたします。

報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてでございます。

車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額につきまして、別紙のとおり専決処分したので、報告申し上げるものでございます。

議案資料1ページをお願いいたします。

事故の概要でございます。

日時が、26年4月17日午後1時30分ころでございます。

発生場所が、ホームセンターかんぶんと隣接します葛巻町の消防団第15分団の屯所でございます。

事故の発生の状況でございますが、事故当日の朝、江川地区で発生しました建物火災の消火活動に当たりました消防団15分団ですが、消火活動終了後に乾燥塔に消防用ホースを吊り下げて乾燥させていたという状態でございますが、そのホースが強風にあおられまして、ホースの先端が乾燥塔の固定からはずれて、乾燥塔に隣接するかんぶん駐車場に駐車してございました車両に当たり、ルーフにホースの金具が何度も接触するという状態になりまして、傷やへこみを発生させたというものでございます。ホース自体、町の施設でございますので、施設の管理上、町の責任ということで、10割の責任を負うというものでございます。

議案3ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の相手方でございますが、二戸郡一戸町の柴田佐敏さんでございます。

和解の内容でございますが、損害賠償の額を次のとおりとしまして、本件に関して異議を申し立てないというものでございます。

損害賠償の額は、301,914円としたものでございます。なお、損害賠償につきましては、本日提案の補正予算に計上をお願いするというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第6号、平成25年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第6号、平成25年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

次に、報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第32号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）から、日程第8、議案第35号、葛巻町町営住宅条例の一部を改正する条例までの4議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第35号までの4議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（鳩岡修君）

議案第32号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正予算は、歳出では、基金積立金、森林保全特別対策事業費、協働のまちづくり推進事業経費等を増額するほか、歳入では、純繰越金、県支出金、諸収入等の増額が主な内容となっているものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ342,191,000円を追加いたしまして、総額を5,597,635,000円とするものでございます。

ページ、6ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

補正の主な項目でございますが、2款の総務費が308,833,000円、6款、農林水産業費が17,712,000円、8款の土木費が6,300,000円、それぞれ増額するというものでございます。

前のページにお戻りいただきまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。財源となります歳入でございます。

主な項目でございますが、14款の県支出金が9,580,000円の増額、18款の繰越金が322,185,000円、諸収入が10,326,000円、合計で342,191,000円の増額となるものでございます。

明細になりますが、9ページをお願いいたします。

はじめに、歳出でございます。

中程の、総務費の2目、企画費でございます。二つ目の事業の、協働のまちづくり推進事業経費6,900,000円の増額となっておりますが、補助金の部分で6,900,000円の増額となったものでございます。

宝くじの助成でございます。3団体に助成するものでございまして、申請3団体で3団体とも認められたものでございます。田代自治会、市部内自治会、葛巻神楽保存会に助成するものでございまして、田代自治会が2,200,000円、投光器、除雪機等の備品の整備となっております。市部内自治会も同じく2,200,000円、除雪機、会議用テーブル、椅子、集会用テント等の備品の購入となっております。葛巻神楽保存会が2,500,000円、郷土芸能用の衣装等の整備となっております。合わせて6,900,000円でございます。

そのページの下段から、次のページにまたがりませんが、委託料の部分でございまして、10ページをお開きいただきたいと思っております。

F M音声告知端末の設置業務の委託料でございます。F M音声告知端末200台分の設置を予定しておるものでございます。

25年度に購入しました1,200台のうち1,000台を設置してございまして、残り200台が残っております。その部分について、順次、申し込みを取りながら設置してまいりたいというものでございます。

次に、10目の基金管理費でございます。積立金、財政調整基金に200,000,000円、町債減債基金に100,000,000円、それぞれ積み立てするというものでございまして、26年度末におきまして、この結果、財政調整基金が922,600,000円、町債減債基金が610,418,000円となる見込みでございます。

次に、3款、民生費の3目、老人福祉費でございます。中程の賃金の部分で3,000,000円の減となっております。当初、臨時の社会福祉士を配置しようということで計上しておりましたが、職員の資格取得によりまして、この部分について減額するというものでございます。

11ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費の4目、農業振興費3,997,000円の増額でございます。

一つ目の農業振興事業管理経費での事業費でございますが、補助金が3,417,000円の増となっております。被災農業者向けの経営体育成支援事業費というもの

でございますが、平成25年の大雪によりまして、農業用施設に被害が発生してございます。その部分、ビニールハウス、あるいは施設等の助成でございまして、3件分でございます。国が2分の1、県が6分の1の負担となるものでございます。

その下の7番の事業費でございますが、農地中間管理事業費でございます。

本年度から担い手の農地集積、集約等を進めるために、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付け等の管理等、利用条件の改善事業について業務を行うという部分でございますが、その業務の一部につきまして、すべての市町村に原則的に委託するというようになったものでございまして、歳入として、委託費に1,000,000円を見込んでございましたが、そのうち賃金等に580,000円を計上するというものでございます。残りの部分につきましては、職員の人件費に充当しようとするものでございます。

めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

同じく農林水産業費の林業費でございますが、3目、林業振興費でございます。補助金で8,031,000円となっております。森林整備地域活動支援交付金でございますが、森林経営計画の作成、集約化等に向けまして、既存の道路網、路網の簡易な改良事業への助成となっております。803.01ヘクタールを計画しているものでございまして、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1を負担するという財源負担になってございます。

4目の林道管理費ですが、自動車借上料、補修用資材ということで、合わせて5,000,000円を計上したものでございます。

8款の土木費でございますが、2目、道路維持費、12から13ページにまたがっておりますが、道路維持修繕費といたしまして、5,800,000円を計上したものでございます。乱吉沢線の法面の修繕に向けたものでございまして、盛土、法面、擁壁、排水等の修繕をしようとするものでございます。

9款、消防費にまいりまして、2目の非常備消防費でございますが、一つ目の事業の下の部分に、自治総合センターコミュニティ助成金1,900,000円となっておりますが、宝くじの助成事業でございます。この部分につきましては、城内小路自治会の自主防災隊への助成となるものでございまして、除雪機等の整備でございます。申請は1団体でございまして、認められたものでございます。

めくっていただきまして、14ページでございますが、10款、教育費の2目の事務局費でございますが、一番下の部分に、備品購入費で1,000,000円の計上でございます。幼児音楽教室用の楽器の増額でございます。当初に計上しました部分に追加して整備しようとするものでございます。

次に、保健体育費ですが、14ページから15ページにまたがる部分でございまして、2目の学校給食費の中の学校給食センターの運営経費でございますが、備品等の修繕に1,200,000円を見込んだものでございます。温水器等4備品の修繕をしようとするものでございますが、給食センターに整備されている備品の整備でございます。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございますが、14款の県支出金の県補助金、4目、農林水産業費県補助金でございます。2節の農業振興補助金でございますが、被災農業者向け経営体育成支援事



業費補助金でございます。2,704,000円。先ほど申し上げました、大雪被害に対する支援事業費への助成の財源となるものでございまして、国2分の1、県6分の1となっております。

一つ飛びまして、4の林業費補助金が6,022,000円でございます。森林保全特別対策事業への補助、充当財源でございまして、国2分の1、県4分の1の部分でございます。

18款、1目、繰越金ですが、322,185,000円となっておりますのでございまして、純繰越金を計上したものでございます。

19款の諸収入の雑入でございますが、右側の上の欄でございますが、総合賠償補償保険金でございますが、15分団のホースの接触事故に関わる保険金でございます。

めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

1行目の自治総合センターコミュニティ助成金8,800,000円でございます。宝くじ助成、田代、市部内、葛巻神楽保存会の部分についてと、城内小路自治会自主防災隊に係る4件分、合わせまして8,800,000円となっておりますのでございます。

農地中間管理事業業務委託金につきまして1,000,000円の計上をしておるものでございます。

次に議案集をお願いいたします。

議案集の4ページでございます。

議案第34号、企業立地促進条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正でございますが、制定附則に1項を加えるという改正でございます。

議案資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。

本改正の趣旨でございますが、東日本大震災発生以降、県北沿岸地域における産業基盤、雇用環境が非常に厳しい状況にあるということを受けまして、県では4月に企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱の一部を改正してございます。特例期間の延長、補助率の拡大を行ったところでございます。これに対応しまして、町においても制度改正をしようとするものでございます。

この補助要綱におきます措置は、26年4月1日から知事が定める日までの期間という、時限的な措置になるものでございまして、県におきましても本文の改正は行わない形で、附則の改正をしておるということでございますので、当町の対応につきましても、条例の附則の改正によったものでございます。

2番目の改正概要でございますが、補助率の引き上げと雇用者数の区分を撤廃してございます。県の要綱改正に合わせた同様の改正となっております。補助金の限度額につきましても、県の要綱に合わせて3億円に引き上げたものでございます。

新設の場合という表をご覧いただきたいと思っております。

改正後の部分でございますが、25,000,000円と50,000,000円以上に区分されていたものを、25,000,000円以上というようにしたものでございます。

県の補助では、50,000,000円以上となっておりますのでございますが、町として単独で、小規模の立地支援のために単独で25,000,000円としておるものでございまして、この部分については、継続した形で25,000,000円としたものでございます。

あと、雇用者の区分につきましても廃止してございます。

補助率につきましても、それぞれ10分の2、10分の3としておったものにつきまして、10分の3というようにしたものでございますし、補助の限度額も3億円というようにしたものでございます。

②の増設の場合につきましても同様の形になってございますが、雇用数の部分については5人のところが10人というようになってございますので、その部分をそのまま投資するという形になってございます。

単独部分については、県の部分の半分というようになっておるものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

特例措置の期間につきまして、県の補助要綱で国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の最終公募に係る申請書の提出期限として、知事が別に定める日までと定められておりますことから、当町においても同様の期間を設定しておるものでございます。

参考に、県の一部改正の概要につきまして掲載してございます。

改正後の部分でございます。固定資産の投資額の部分で、当町が単独で、この分を半分にしておるという部分で異なっておりますが、内容につきましては町と同様の額になってございます。

議案集6ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するというものでございます。

めくっていただきまして、議案第35号、葛巻町町営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

4条の部分でございますが、入居者の公募の方法の2号の部分でございます。町広報誌への掲載又は行政連絡員による伝達というようになっておったものでございますが、平成19年度に、町の自治会連合会が創設されてございまして、行政連絡員等の業務につきまして自治会に委託となつてございまして、行政連絡員が廃止されてございます。その部分について削るものでございます。

今後の公募につきましては、従前の対応でございまして、自治会等を通じましてチラシ等での周知、あるいはホームページ、くずまきテレビ等を活用してまいりたいというように考えてございます。

別表でございます。戸数5戸、昭和36年、葛巻町葛巻第29地割34番地4という現在の小屋瀬住宅につきまして、新たに整備するというものでございますので、6戸、建築年度が平成26年度、第28地割18番地1というように改正するものでございます。

建て替えに伴いまして、現在の5戸を廃止いたしまして、新たに6戸を供給しようとするものでございます。

施設の概要につきましては、議案資料の5ページに掲載いたしてございますので、後ほどお目通しいただきたいというように、お願いいたします。

8ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定は、平成26年8月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

お疲れ様でございます。

議案第33号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、内科医が8月1日より当院にご勤務いただけるということになりましたので、それに伴う給与費、建設改良費の増額です。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。支出、第1款、病院医業費用、第1項、医業費用に14,887,000円を増額し、1,398,525,000円にするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正です。収入、第1款、資本的収入、第1項、企業債に17,500,000円増額し、141,274,000円にするものでございます。支出ですが、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に17,517,000円増額し、153,302,000円にするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条、企業債ですが、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり追加するものでございます。起債の目的は、医師住宅建設事業でございます。限度額が17,500,000円とするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですけれども、(1)職員給与費に14,725,000円増額し、556,319,000円にするものでございます。

第6条、重要な資産の取得ですけれども、建物で医師住宅1棟でございます。

次に、3ページの収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

支出ですが、1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費の補正予定額は、14,725,000円を増額でございますが、内容は給料、手当などとなります。

4ページですけれども、3目の経費ですが、3節、旅費交通費、その他費用弁償でございますが、これは、赴任に際し必要となる分について賄うものでございます。

次に、5ページの資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入ですが、1款、資本的収入、1項、企業債、1目、建設企業債、医師住宅整備事業として17,500,000円増額するものでございます。

支出ですが、1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建物、17,517,000円増額し、医師住宅1棟を整備するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、6ページのキャッシュフロー計算書以下につきましてはお目通しいただき、よろしくご審議願います。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第32号から議案第35号までの4議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第32号から議案第35号までの4議案について、今会議中に審査を終え、7月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第35号までの4議案については、7月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第9、認定第1号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務局長。

#### 病院事務局長（岩泉宇昭君）

認定第1号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

それでは、15ページをお開き願います。

事業報告書をお開き願います。

はじめに、1、概況について申し上げます。(1)総括事項ですけれども、平成25年度は、中期経営計画の目標達成に向けて、さまざまな取り組みの実践に努めてきたところでございます。

診療においては、常勤医師、非常勤医師を合わせ4人体制に常勤医師1名が加わり、さらに岩手県立中央病院をはじめ岩手医科大学、社会福祉法人岩手愛児会等からの医師の診療応援を継続することにより、地域住民が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努めています。また、新病院改築に向けて、土地購入等を進めているところでございます。

ア、患者の状況ですが、一般病床数60床、介護療養型病床数18床、職員数46人体制により、入院、外来患者合わせて年間延47,914人、前年度比で1,882人、3.8パーセントの減でございますが、の診療を行いました。

このうち、年延入院患者数は、一般病床8,168人、一日平均で22.4人で、前年度比586人、7.7パーセントの増加、介護療養病床は5,766人で、一日平均15.8人でございますが、前年度比432人、8.1パーセント増加しました。外来患者は33,980人、一日平均139.3人で、前年比2,900人、8.5パーセントの減少となっております。

病床利用率は、一般病床が37.3パーセント、前年度比で2.8ポイント増えております。療養病床87.8パーセント、前年度比で6.8ポイントの増となっております。全体

では48.9パーセント、前年度比で3.7ポイント増えてございまして、昨年度を上回っております。外来患者が大幅に下回った要因としては、人口の自然減、あるいは薬の長期処方及び近隣の民間医院の開院等が影響しているものと考えられます。

以下の決算附属書類の説明は省略させていただき、決算報告書及び財務諸表で説明させていただきます。

それでは、1ページにお戻りください。

1ページから4ページの決算報告書について、ご説明申し上げます。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的には消費税を除いた税抜きで調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書につきましては、税込みで編成されています。予算額と対比する意味で、税込みでの作成となっているものでございます。

はじめに、1ページ、2ページの収益的収入及び支出です。

決算額のみご説明申し上げます。

収入の第1款、病院事業収益は、第1項から第3項まで合わせて829,244,467円の決算額となりました。

予算額との比較では34,487,644円、3.9パーセントの減。24年度との比較では34,278,064円、4.2パーセントの増となっております。

仮受消費税は1,784,552円となり、収益829,244,467円から、この額を控除しますと827,459,915円で、税抜きの総収益額と一致するものでございます。

支出の第1款、病院事業費用は、第1項から第3項までを合わせ797,939,628円の決算額となりました。

予算額との比較では52,946,372円、6.2パーセントの減。24年度との比較では11,244,641円、1.4パーセントの減となっております。

仮払消費税は8,813,093円となり、費用797,939,628円から、この額を控除し、雑支出として費用化した控除できない消費税11,824,198円を加えると、800,950,733円で、税抜きの総費用額と一致するものでございます。

この結果、収入総額829,244,467円から支出総額797,939,628円を差し引いた税込みでの純利益は31,304,839円となり、24年度との比較では11,089,248円、26.2パーセントの減となっております。

次に、3ページから4ページの資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入の第1款、資本的収入は、第1項から第5項まで合わせて50,012,022円の決算額となりました。

予算額との比較では、マイナスの167,359,978円、77パーセントの減で、平成24年度の決算額との比較では32,539,022円の増となっております。

支出の第1款、資本的支出は、第1項から第3項まで合わせて59,686,477円の決算額となりました。

予算額との比較では168,352,523円、73.8パーセントの減で、平成24年度の比較では35,397,440円の増となっております。

次に、財務諸表に移りますけれども、8ページの損益計算書をご説明申し上げます。

この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応し、一年間の経営成績を表すものでございます。

1、医業収益は、(1)入院収益から(5)介護サービス事業収益までを合わせて556,655,559円となり、平成24年度と比較しまして3.6パーセント減となっております。

2の医業費用は、(1)給与費から(6)研究研修費まで合わせて786,404,619円となり、24年度比で1.5パーセント減となっております。

医業損失は、医業収益から医業費用を差し引いた医業収支は、損失の229,749,060円となります。この収支の割合である医業収支比率は70.8パーセントとなり、24年度に比べ1.5ポイントの減となっております。

3の医業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(6)その他医業外収益まで合わせて220,804,356円となり、平成24年度比で0.7パーセント減となっております。

4の医業外費用ですが、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)その他医療外費用まで合わせて13,983,808円となり、24年度比で5.7パーセント増となっております。

経常収支でございますが、医業収支に医業外収支を加えた経常収支は22,928,512円の損失となります。

経常収支比率は96.4パーセントとなり、24年度に比べ112ポイント減となっております。

特別利益は50,000,000円となりまして、平成24年度と同額となっております。

特別損失は562,306円となり、平成24年度比120.1パーセント増となっております。

この結果、当年度純利益は26,509,182円となり、平成24年度比較で11,559,422円、30.4パーセント減となりました。

次に、貸借対照表について説明したいと思いますので、12ページをお開きください。

この表は、財務状況を明らかにするため、一定の時点において、保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書であり、年度末の状態を表しております。

資産の部でございますが、1、固定資産と2、流動資産で、固定資産は、有形固定資産で、ア、土地からエ、その他、有形固定資産まで合わせた減価償却未済高が448,333,668円となり、24年度比較では24,152,984円、5.7パーセントの増となっております。

2の流動資産でございますが、(1)現金及び預金から(3)貯蔵品まで合わせて533,623,228円で、24年度比較では26,673,164円、5.3パーセント増となっております。

資産合計は981,956,896円で、24年度比較では50,826,148円、5.5パーセントの増となっております。

負債の部でございますけれども、3、流動負債では、(2)未払金から(4)その他流動負債まで合わせて31,199,646円となり、24年度比較では9,188,001円、22.7パーセントの減となっております。

不良債務でございますけれども、流動資産533,623,228円と流動負債31,199,646円

を比較いたしましたして、流動比率は1,710.4パーセントとなりまして、不良債務は発生しておりません。

資本の部でございますけれども、4、資本金は、(1)自己資本金及び(2)借入資本金を合わせて971,275,681円となり、24年度比較で26,523,967円、2.8パーセントの増となっております。

5の剰余金でございますが、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金を合わせて、マイナスの54,008,613円となり、24年度に比較しまして37,504,604円、62パーセントの減となっております。

負債資本合計は981,956,896円となり、資産合計に一致するものでございます。

以上、決算報告書及び財務諸表についてご説明申し上げてまいりましたけれども、13ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますので説明は割愛させていただきますけれども、ご参照の上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。平成25年度葛巻病院事業会計決算に係る提案説明を終わらせていただきます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

#### 代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

ただいま病院事務局長より決算書の説明がございました。その決算に係る審査を行いましたので、意見書の報告を申し上げます。

お手元に配布されております審査意見書をご覧になっていただきたいと思います。

平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成25年度の葛巻町国民健康保険病院事業会計決算書と証書類を審査したので、次のとおり意見を付するものでございます。

第1、審査の対象、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

第2、審査の期間、平成26年6月20日から6月27日まででございます。

第3、審査の方法、平成25年度の審査にあたっては、地方公営企業法第30条第2項の規定により決算書及び財務諸表が法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、計数確認などを諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査をいたしました。

第4、審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表、決算附属書類は、地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規則に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

また、諸帳簿と照合審査した結果、決算諸表の計数はそれぞれ一致しており、正確に

処理されているものと認められました。

1、予算の執行状況及び経営の成績でございます。

(1)収益的収支の状況。

(ア)事業収益について、予算額 921,602,000 円に対して、決算額 829,244,467 円で、執行率 90.0 パーセントとなり、前年度比 22,333,889 円、2.6 パーセントの減となりました。

医業収益では、予算額 649,919,000 円に対して、決算額 558,160,196 円で執行率 85.9 パーセントとなり、前年度比 20,803,447 円、3.6 パーセントの減となりました。主な要因は、外来患者数の減などによるものです。

医業外収益では、予算額 221,681,000 円に対して、決算額 221,084,271 円で、執行率 99.7 パーセントとなり、前年度比 1,530,442 円、0.7 パーセントの減となりました。主な要因は、人件費に係る繰入金の減などによるものです。

(イ)事業費用について、予算額 850,886,000 円に対して、決算額 797,939,628 円で、執行率 93.8 パーセントとなり、前年度比 11,244,641 円、1.4 パーセントの減となりました。不用額が 52,946,372 円となりましたが、外来患者数が推計を下回ったことに伴う診療材料費などの経費の減少によるものです。

医業費用は、予算額 847,684,000 円に対して、決算額 795,190,573 円で、執行率 93.8 パーセントとなり、前年度比 11,485,135 円、1.4 パーセントの減となりました。主な要因は、給与費、外来患者数の減少による薬品費及び診療材料費などの減によるものです。

医業外費用は、予算額 3,200,000 円に対して、決算額 2,186,749 円で、執行率 68.3 パーセントとなり、前年度比 66,354 円、2.9 パーセントの減となりました。

(ウ)特別利益について、累積欠損金の解消に向けた一般会計からの補助金でございます。決算額 50,000,000 円で、前年度と同額でございます。

(エ)特別損失について、決算額 562,306 円となりました。診療報酬の査定減などによるものでございます。

(2)患者の動向についてでございます。平成 25 年度の患者数は次の表のとおりでございます。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

(3)未処理欠損金の状況、過去 3 年間の未処理欠損金等の状況は次の表のとおりでございます。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

平成 24 年度末の未処理欠損金は 235,227,044 円で、25 年度純利益 26,509,182 円を差し引き、25 年度の未処理欠損金は 208,717,862 円となりました。

(4)繰入状況でございます。一般会計からの負担金、補助金及び出資金の繰入状況は次の表のとおりでございます。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

前年度との比較では、全体で 10,547,022 円、3.4 パーセントの増となりました。増加の要因は、新病院建設に係る用地取得費及び物件移転補償費に対する、一般会計出資



金の増などによるものでございます。

(5)資本的収入及び支出について、資本的収入及び支出の状況は次の表のとおりでございます。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

## 2、財政状態。

(1)資産について、資産の状況は次の表のとおりです。

この表につきましても、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

(2)資本について、資本金合計は、平成26年3月31日現在で971,275,681円、この額は税抜きとなっております。となっており、内訳は自己資本金870,624,958円、借入資本金、企業債、100,650,723円となります。

(3)負債について、負債合計は31,199,646円で、未払金30,116,168円、消費税341,700円、その他741,778円でございます。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

(4)不良債務について、流動資産合計額から流動負債合計額を差し引いた金額がマイナスの場合は不良債務となりますが、次の表のとおり、21年度以降、不良債務は発生してございません。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

(5)未収金について、個人未収金の状況は、次の表のとおりでございます。

表につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

前年度対比で210,406円、1.2パーセント増加しました。過年度の未収金は、前年度対比で532,646円、3.5パーセント減少いたしております。

## 3、総括でございます。

平成25年度決算は、一般会計からの繰り入れなどにより、単年度黒字決算となりました。この結果、繰越欠損金が減少し、当年度未処理欠損金は208,717,862円となりました。これは、中期経営計画などに基づいた経営努力の成果であり、引き続き、財政の健全化に努力願いたいと思っております。

昨年度は、訪問診療や看護科職員の待遇改善など、医療サービスの向上につながる取り組みを始めました。一方では、外来患者数が前年対比で2,900人、7.9パーセント減少しております。この要因を検証し、医業収益の確保と経営の安定化に向けて、あらゆる角度から対策を講じるなど、医師、看護師、職員が連携して取り組むことを望むものでございます。

個人未収金の過年度分の徴収は厳しさが伴いますが、負担の公平の観点からも未収金の解消に向けた取り組み強化と、滞納者の支払能力など実態を把握するとともに、適切な債権管理と効果的な未収金回収に努力していただきたいと思います。

新病院の開設に向けて、建設準備が本格的に進み始めました。新病院の建設には、多くの期待が持たれているため、地域医療の充実に向けた取り組みと、患者及び町民から親しまれる病院を目指し、より一層の経営に努力されることを望むものでございます。

以上をもちまして、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査の意見書の報告といたします。よろしく願いいたします。

## 議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の審査については、議長及び議会選出の監査委員を除く、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長は、葛巻町議会総合条例第137条第2項の規定により、委員会で互選することとなっておりますので、本日の会議終了後、この場所に決算特別委員会を招集します。

お諮りします。

ただいま、決算特別委員会に付託しました、認定第1号について、今会議中に審査を終え、7月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、7月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

ここで、11時20分まで休憩します。

（休憩時刻 11時06分）

（再開時刻 11時20分）

## 議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。

日程第10、一般質問を行います。

今回の定例会議には、2名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、7番、山岸はる美さん。

## 7番（山岸はる美さん）

それでは、通告している3件について、町当局の考えをお伺いいたします。

まず、1件目についてであります。人口減少への対策についてであります。

日本創成会議が2040年には全国の半数に当たる896の市、区、町、村が、また、岩手県内27市町村では、20歳から39歳の女性の人口が半分以下に減り、将来的に自治体が消滅する可能性があるとの試算を公表しました。例えば、県内で減少率が最も高い西和賀町が76パーセントの人口減少であり、葛巻町は2010年の人口7,304人が、2040年には、人口が69.8パーセントの減少で、3,330人まで人口減少が進むというものです。町では、Uターン、Iターン者に対して支援や、さまざまな施策で定住促進事業を推進してきましたが、定住促進策の成果と今後の見通しについて伺います。

また、定住促進を図る上で重要なことは、その受け皿となる雇用の場の確保が重要と思われるのですが、新たな企業誘致の見通しはあるのでしょうか。

さらに、人口減少に歯止めをかけるには、出産・子育て支援のさらなる支援の拡充が望まれます。日本創成会議の公表があつてから、県あるいは各市町村でもさまざまな対策をもって対応するようではありますが、町としての支援策を伺います。

次に、2件目ではありますが、エコ・ワールドくずまき風力発電所の今後の計画についてお伺いします。

平成10年にエコ・ワールドくずまき風力発電所が稼働し始めました。当初は、さまざまなトラブルがありましたが、しかしながら、岩手山をはじめ山々を見渡せる自然環境と放牧地で草を食む牛の群れの中に3基の風車が回る風景は、クリーンエネルギーのまちくずまきを全国に知らしめ、多くの視察者を呼び込み、特に東日本大震災では再生可能エネルギーが改めて見直され、平成23年の役場の担当課を通した視察研修数は3,224人という数字であります。

さて、風車の耐用年数は20年と言われております。そのような中、平成15年から上外川高原牧場においてグリーンパワーくずまき風力発電所が稼働しました。そちらの方では、また、新たな発電計画も予定されておりますが、エコ・ワールドくずまき風力発電所の今後の計画はどのように見込んでおりますでしょうか。

次に、3件目ではありますが、有害駆除対策についてお伺いします。

葛巻町内で数年ほど前からニホンジカを目撃情報を聞くようになりました。

県内では、遠野市でもニホンジカによる森林、農作物の被害額が150,000,000円を超え、甚大な被害が出ています。

また、町内ではクマによる収穫前のデントコーン、サイレージを食い荒らしたり、学校近くや民家等、住民の生活圏にまで出没しており、通学のための生徒たちもクマ避けの鈴を鳴らしながら登下校するという油断ならない状況です。ニホンジカ、クマによる森林や農作物等の被害状況を把握しているのか。

以上、3件について、町当局の考えをお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に対して、お答えをいたします。

まず、1件目の人口減少への対策について、お答えをいたします。

1点目の定住促進策の成果と今後の見通しについてであります。

全国的に人口減少が問題となっている中、住民基本台帳による町の人口は、昭和35年の16,902人をピークに年々減少を続け、平成17年には半減の8,482人、平成26年2月には7,000人を切り、平成26年5月末現在6,925人となっております。また、高齢化率は平成13年度には30パーセントを超え、現在39パーセントと人口減少と併せて少子高齢化が進んでいる状況でございます。

人口減少は、集落維持、行政運営など、さまざまな分野において多大な影響を与えることから、私は1期目就任直後の平成20年度に定住人口拡大に向けた各種助成事業を創設し、これまで取り組んできたところであります。平成21年度から平成25年度までの5年間の移住者は31件、76人と平成16年度からの5年間と比較をし、2.5倍以上の受け入れ実績となっております。これまでの定住対策には一定の成果があったものと認識をいたしております。

その主な実績といたしましては、定住者向けに提供可能な土地を登録する、土地提供者登録制度推進事業に37件の登録、45歳以下の若者移住世帯に対する奨励金交付の、若者定住奨励事業が15件3,350,000円、移住者がくずまきテレビへ新規加入するための負担金を助成する、地域情報通信基盤施設加入奨励事業が3件189,000円、移住者に空き家を貸し出し活用する、空き家活用奨励事業が1件50,000円の実績となっているほか、今年度、移住者が住宅を新築するために土地を取得した場合に助成する、土地取得助成事業に1件300,000円を今後交付する予定となっております。

また、平成23年度からは、若者の定住策の一環として、新婚ライフサポート事業を展開し、若者夫婦の新たな生活を応援してきたところであり、平成25年度末までに24件2,400,000円のサポート金をくずまき商品券で交付したほか、旧医師住宅を月額5,000円で貸与する、新婚ライフサポート住宅貸与事業では、現在3世帯が入居しているほか、平成25年度に葛巻町森林組合の隣接地に新たに定住促進住宅3棟を整備し、住環境の充実にも努めてきているところであります。

今後の見通しについてであります。これまで中山間、過疎地域においては、高度経済成長期以降から続く人口流出、ライフワークの変化による晩婚化や経済的理由からの未婚率の増加、これらに付随した全国的な少子化が年々深刻さを増していく中、人口減少対策は、国、県、市町村が一体となって取り組んでいかなければならない最も重要な課題のひとつであると考えております。

人口減少対策には、大きく二つの政策が必要かと考えております。一つは、経済的負担が軽減され、一定の所得が得られる中で出産、子育てがしやすい環境が構築されてい

くことで、もう一つは、魅力的なまちづくりを進め、この町に暮らしてみたい、そう思っただけのファンを増やし、一人でも多くの移住者を獲得する、そのためには町の特色ある、あるいは魅力ある取り組みということが大事な要件になってくるのであろうと、そのように思うものであります。そういったことから、地域間の取り組みの格差というものが出てくるというように考えているものであります。

そのためには、10年、20年先を見据えた施策を正に今、取り組まなければならないものであり、これまで以上に産業の振興、あるいは雇用の確保、子育て支援などを推進していくほか、より多くの移住者を確保するため、町の魅力を積極的かつ効果的に情報発信をしていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の企業誘致の見通しと出産・子育て支援策の拡充についてであります。

まず、企業誘致の見通しについてであります。これまでに平成3年のタカナシ乳業株式会社岩手工場、平成4年の南信漬物株式会社岩手工場、平成22年のくずまき工房の新規立地のほか、平成18年には守山乳業株式会社葛巻工場が増設を行うなどしており、この4社で合計115名の雇用が創出されており、町民の貴重な雇用の場となっております。

現在、新規進出の企業は予定されてはいませんが、既存立地企業の訪問等によるフォローアップや盛岡広域8市町と首都圏の岩手県関連企業で組織する在京盛岡広域産業人会のネットワークを活用した首都圏での企業立地セミナーの開催、企業訪問など新規の企業誘致に努めておるほか、県の要綱改正に伴い、町の企業立地促進条例の一部改正を今定例会議に提案させていただいているところでありますが、今回、補助金限度額を大幅に引き上げることで、誘致企業が進出しやすい条件を整えるところであります。

しかしながら、不安定な為替動向、ヨーロッパの財政危機などにより国内の製造業が生産拠点の集約、縮小、あるいは海外への進出や製造委託、誘致企業の撤退など、企業誘致を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、事業継続や雇用維持などに対する支援が、これまで以上に必要な状況となってきております。

このような中で、町では企業誘致のみならず、6次産業化の支援、商工業における設備更新助成や人材育成支援、あるいは若者・高齢者雇用奨励事業など地場産業の振興による地域経済の活性化と雇用の創出に努めており、今後におきましても、地場産業の振興を中心に、経済動向、社会情勢などに注視しながら、新規企業の誘致に、雇用の場の創出に尽力してまいりたいと考えておるものであります。

次に、出産・子育て支援の拡充についてであります。町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年に葛巻町子育て支援計画を策定し、安心して生み・子育て・子育てが楽しいまちくずまきを基本理念に、子どもを育てるすべての親や、これから子どもを生み育てる次の時代の親が子育てする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができる町を目指して、各種事業取り組んできたところであり、中でも、出産、子育てにかかる負担を軽減し、一人でも多くの子どもを産み、育てていくことができる環境を構築していくため、年長児、あるいは第三子の保育料の無料化、任意ワクチンの予防接種費用の助成、医療費助成の中学校3年生までを対象といたしましたほか、特定不妊治療費の助成などの制度拡充を図り推進してきたところであります。

一方で、当町における出生者数は、ここ10年以上40人前後で推移をしており、ピーク時の昭和35年と比較をいたしますと10分の1程度まで落ち込んでいることから、出産、子育てを取り巻く環境や対象となる世代のニーズを的確に捉えるとともに、平成25年に制定された子ども・子育て支援法や、平成37年まで期間延長された次世代育成支援対策推進法などを踏まえ、本年度策定予定の葛巻町子ども・子育て支援計画に、これまで以上に積極的な取り組みや支援策を盛り込んでいきたいと考えておるところであります。

次に、2件目のエコ・ワールドくずまき風力発電所の今後の計画について、お答えをいたします。

エコ・ワールドくずまき風力発電所は、風力発電の経済的採算性や稼働率、将来性等の実証研究、風力エネルギーによる発電及び販売業務、風力発電事業のアセスメント業務、電力の農業振興等への有効活用に関する調査研究、協力支援を目的に、平成10年に町が25パーセントを出資して設立された第3セクター、エコ・ワールドくずまき風力発電株式会社がNEDOの補助事業を活用し、総事業費344,000,000円で400キロワットの発電能力がある風車を3基を整備したものであります。

当該風力発電所は、1,000メートル級の山間地に日本で初めて建設されたもので、風力発電事業における技術的課題の洗い出しなど、全国の山間地における導入、普及に大きく貢献をしてきたほか、当町のクリーンエネルギー推進のシンボルとして多くの視察を受け入れ、交流人口の増加や、環境教育の学習機会の創出、さらには固定資産税課税による貴重な町の財源など、これまでに、この施設が果たしてきた役割は大変大きいものがあるというように認識をいたしております。

現在、国のエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの導入を2013年から3年程度、最大限加速をしていき、その後も積極的に推進していくとしておきまして、低コスト化、高効率化のための技術開発や送配電網の整備や、必要に応じてさらなる規制、制度の合理化に向けた取り組みを進めることとしているほか、県においても、震災の経験を通じてエネルギー確保の重要性を改めて認識をしたことから、県復興計画において防災のまちづくりを掲げ、再生可能エネルギーの最大限の活用と非常時におけるエネルギー供給について、自立・分散型の体制構築を推進するとともに、平成25年度には再生可能エネルギーの種類別の導入目標を見直し、風力発電は平成22年度に設定した目標の約8.6倍となる575,099キロワットの導入を目指すこととしております。

こうした中、当町におきましては、クリーンエネルギーの恩恵を日常生活や基幹産業の振興などで身近に実感できる新エネルギー政策を検討するため、平成23年度に専門家などで構成する葛巻町地域エネルギー利活用調査検討委員会を設置し、地域循環型による新エネルギーの生産・供給・利用システムの調査、研究を実施したところであり、その検討報告では、当町における風力発電の利用可能量は、2,000キロワット級の風車で474台を設置できると試算されており、町では、今後も風力発電施設の導入を積極的に推進していく考えであります。

一方で、エコ・ワールドくずまき風力発電所は、平成11年の稼働から15年を経過しておりますが、当初の目的は果たしたということで、事業は精算する方向で調整が進め

られているところであります。

今後の事業展開であります。エコ・ワールドくずまき風力発電所の筆頭株主であるエコ・パワー株式会社では、新たに風力発電の有望な候補地のひとつとして袖山地区を考えている旨を聞いたところでありますので、今後の整備に向けて具体的な相談があった際には、町としましても新たな風力発電所の整備に協力をしていく考えであります。

次に、3件目の有害駆除対策について、お答えをいたします。

ニホンジカが目撃情報とクマ、ニホンジカによる森林や農作物等の被害状況の把握についてであります。ニホンジカの県内における生息状況は、住田町、釜石市、大船渡市、陸前高田市にまたがる五葉山地域を中心に生息をしており、明治から昭和初期にかけての乱獲で生息数が著しく減少したことから、県と関係機関が捕獲禁止をはじめとする各種の保護施策を実施したところ、生息数が回復をし、昭和60年代から農林産物への被害や自然植生などへの生態系の影響が社会問題となり、県では平成12年に五葉山地域のシカ保護管理計画を策定し保護管理対策を強化したところ、農林産物の被害額は年々減少してきており、平成24年度は、平成5年度のピーク時の約40パーセント、288,000,000円程度まで減少してきております。

一方で、ニホンジカの生息域は、五葉山地域からその周辺にまで広がり、平成25年度策定の第4次シカ保護管理計画では、以前は生息していなかった県北部や北上川西部でも捕獲、目撃情報が確認されており、ニホンジカの分布は県全域に拡大し、その推定生息数は、平成25年3月時点で約7,400から11,100頭で増加傾向にあるとされております。

このような中、県では、本県に生息するニホンジカについて科学的、計画的な保護管理の実施と地域個体群の健全な維持、農林産物被害の低減、生息域拡大の抑制などを目的に狩猟による捕獲期間の延長や、捕獲数の制限解除、さらには実被害が発生していなくても予察による捕獲ができるようにし、積極的な捕獲を市町村が県から依頼を受けているところであります。

ニホンジカは、当町におきましても数年前から目撃情報が寄せられるようになり、昨年度は、町内の一部地域において牧草の被害報告があったことから、有害鳥獣駆除の対象とし、初めて猟友会に捕獲依頼したところでありますが、捕獲までには至っておりません。今年度は、予察による捕獲が認められることから、6月11日から9月8日までを有害駆除期間とし、農林産物の被害防止に努めているところであります。

また、クマにつきましても、春から秋にかけてコーンサイレーズやデントコーンなどの食害被害が発生しているほか、農作物被害を除く目撃情報についても毎年10件程度寄せられており、町では、人的な被害が懸念されることから、その都度、職員を現場に派遣するとともに、必要に応じて猟友会へ有害駆除を依頼しているところであり、この5年間で18頭を捕獲をし、今年度はすでに1頭を捕獲しているほか、カラスによる農作物被害では、毎年100羽程度の駆除を実施をしているところであります。

鳥獣の有害駆除につきましても、捕獲のほか被害地域の巡回やクマ捕獲用の罠の管理、修繕などを町猟友会に毎年委託し、ご協力をいただいているところであり、今後も関係機関との連携を密にしながら、鳥獣による農林産物への被害防止に努めてまいります。

で、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

1件目の定住者状況であります。可能な限りおおよそ正確に近い数字ということであります。先ほど、町長から定住者状況が報告されたわけではあります。平成11年から15年の5年間で1ターンが7件、16年から20年の5年間では1ターン11件、Uターン1件でありますから、定住者促進のための町のホームページの発信策や事業効果の表れとも受け止められます。その中で、平成21年から25年が31件、76の方が町に転入されましたが、行ってみたい町、住んでみたい町が職業のミスマッチが要因なのかも分かりませんが、転出も8名ということでもあります。

よく耳にするのが、子どもたちが葛巻に帰ってきたいと言うけれど、仕事がないから帰ってくるなど言っているという話をよく聞きます。このたびも、町長、議長ともトップセールスで葛高生の県外職場訪問に同行されておりますし、盛岡広域8市町の中でもさまざまな起業家の方々のつながりがあると思えますし、先ほど町長からも答弁いただきましたが、また、町内の少ない就労の場の中、隣接する市町村に養鶏業、キノコ産業へ多くの町民の方々が就労されております。そういった近場のつながりを機会に、小さいながらも新たな工場誘致の働きかけの考えはないのでしょうか。

また、小さい子どもを抱えながらも働かなければならない環境の人もいます。しかしながら、幼少期はさまざまな疾病にかかりやすいため、職場からすぐ駆けつけるには町内に就労の場があることは、子育てしやすい環境の最大の支援と思われるので、町長には、より積極的なセールスを期待するところであります。

また、出産と育児支援であります。妊産婦の方々には葛巻病院の産婦人科がなくなり、そのあとには岩手町の産婦人科が閉院になったことで、妊産婦の方々は二戸、久慈方面に検診のために往復2時間以上、さらに冬場になると大雪、道路の凍結で通院にはかなりの時間を要しております。また、産婦人科の医院が県全体でも少なくなったことで病院が混み合い、検診で半日待つことは珍しいことではなく、出産する方々にとっては苦勞されている状況と思われます。

そのような中で、だいぶ以前であります。私は妊婦検診の方々に通院の助成は考えられないのかと質問した経緯があります。当時の答弁は、妊娠は病気ではないので、その考えはないというものでした。子どもは、町の宝であります。1人でも、2人でも産み育てやすい環境を町として支援していくことが人口減少対策のひとつにもなるのではないかと思います。通院のための助成の検討などは考えられないのでしょうか。

また、町では多くの定住促進事業で地域の活性化を図ることを目的としているわけではあります。生まれた赤ちゃんは葛巻の宝であり、人口の増加に貢献しているわけであり、出産祝金などの検討はないのでしょうか。



議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、1点目の企業誘致の関係のご質問がありました。これについて、お答えを申し上げたいと思います。

今回の人口減少の中で一番課題となっておりますのが、おっしゃいますように雇用の場の創出ということであり、また、併せて、住む場所といいますが、そういうような確保というのが課題であると、このようにも思っております。

そういう中で、企業誘致につきましては、これまでも、いろいろ努力してきたところではありますが、なかなか誘致までに至るということは、大変厳しい状況にあるものがあります。そういう中で、現在は特に盛岡広域圏で連携しての取り組みを進めておるところではありますが、そういう大変厳しい状況にあるという中で、正にそういう中では、地域の資源を有効に活用しながらのまちづくりを今進めているわけではありますが、酪農と林業を土台としながら、1次産業から2次産業、2次産業から3次産業へ、そしてまた、6次産業化へ結びつけたひとつの取り組みをしながら、雇用の場の創出等々を図りながら、そういう受け入れの場としての努力もしているところでもあります。

いずれ、企業の誘致ということになりますと、かなり厳しい状況にありますから、正に葛巻が進めているまちづくりをしながら、そういう雇用の場の創出にも努めていかなければならないと、このように考えて努力しているところでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（吉澤信也君）

先ほど、山岸議員さんの方からご質問のありました妊婦の支援の関係につきまして、今うちの方では子ども・子育て会議を開催しておりますけれども、その中でも、やはり委員さんから、その妊婦さんの通院費の助成等、そういう要望等があります。

また、今の若い人たちが子どもを育てる中で、出産のお祝い金の関係は、他の市町村でもやっているのは話には聞いておりますけれども、それらも含めながら、今回の新しい子ども・子育て支援計画の中で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

人口減少への対策は、国でも本腰を入れて取り組むようであります。東京周辺の人口の一極集中から地方へも人口が拡散する仕組みづくりを構築するようではありますが、今後は自治体間でさまざまな定住促進事業の競争のようなものが始まるのではないかと思います。

町の定住促進事業実施要綱のUターン者の定義であります。町民であった者が町外に転出し、10年以上町外で生活した後、再び町に住民登録して生活の基盤が町にある者をいうとありますが、これからは、例えば、極端な話1年以上の方が事業の対象者でもよいのではないのでしょうか。また、定年を機会にUターンで葛巻に帰って来られた方は、若者定住奨励事業が45歳未満と定義されていることから、支援対象から漏れる事業もあることから、年齢制限の撤廃の考えはないのでしょうか。大事なことは、ずっと葛巻に住み続けてくれることだと思われまして、支援金の予算額がきつくなるのであれば、若干減額しても、より多くの方々に町に生まれ、また、町に住み続けていただけるような事業であることが、また望まれます。

また、葛巻新婚ライフサポート事業、定住促進事業もいろいろなメニューがあります。くずまきテレビでも周知していましたが、対象者の方々は自己申告であると分からず、担当課から連絡があるものと思われていて、かなり時期がずれ込んだと聞きますが、今後は担当課、総務企画課とか住民会計課が情報を共有しながら対象者に案内できれば、定住者を招く親切な町であると思われまして、この点についての考えをお聞かせください。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

対象となる年数の部分につきましては、そのような考えもあるという部分でお伺いしたいというように思います。確かに45歳という年齢の部分、そういうひとつの考えもあるかと思いますが、この間、創成会議等でもいろいろ話題になっている部分については、再生産年齢と言われる20歳から39歳の減少という部分が非常に問題視されているというように考えてございます。そういう部分での受け入れ、あるいは流出を防止するというのが非常に事業としての効果的な部分になるかというように考えてございます。

また、政府におきましても、地方創成会議というような形で、その少子化、人口対策につきましては、新たな対策を打つというように情報としていただいておりますので、さらに市町村を越えた具体的な形での対策が出てくるのかなというようにも考えてございます。

先ほどの新婚ライフサポートの部分につきましては、当然に個人情報に係る部分もございまして、その中での情報の共有を取りながら進めてまいりたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 7番（山岸はる美さん）

なかなか周知する側と、その周知を受けた側と、また、いろいろな定義とか要綱とかいろいろな対象の条件等があることから、なかなか、その対象者になる方々が、自分たちが、そういう対象になるというのが分からない方々もおられるという実態ではありますが、その点についてはよろしく願いいたします。

例えば、ただ今、担当課長から子育て会議の方で通院の助成等とか、そういう話も出ているということでありますので、前向きによろしくお願いいたします。

最後に、副町長にですが、定住促進事業でUターン、Iターン者呼び込んで人口減少対策、あるいは町の活性化を図るには、今、町が進めている住宅の充実と雇用の場の確保と、若い方々には子どもを産み育てやすい環境づくりが求められると思いますが、また、都市部で退職されて、Uターンで帰って来られた方々にも、事業の対象となるように、その子どもさんたちも、また住みやすい町で、雇用の場もあるというのであれば、町に帰って来てくれることを期待したいものであります。より多くの方々が事業の対象となり、また、出産祝金も、1人目、2人目、3人目と加算金を増やしていくなどの努力も必要かと思われませんが、今後、県、他市町村でも人口減少問題に対する対策本部を設置し、取り組む動きもありますが、葛巻町ではどのように考えているのでしょうか。

## 議長（中崎和久君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

人口減少対策に係る対策本部のご質問であります。これにつきましては、今、まちづくりに大変大きく関わる課題であると、このように思っております。そういう中で、各行政分野に係る重要な課題というように捉えておるものであります。

こうした中に、平成28年度からスタートします総合計画の作業を10月頃から始める予定となっておりますので、これと、かなり大きく関わる課題でありますので、この総合計画の作業を始める時期と併せまして、役場庁舎内のそれぞれの連携が大変必要だと思っておりますので、まずひとつは、庁舎内のプロジェクトチームを立ち上げたいと、そのように思っております。そしてまた、その状況を見ながら、有識者等による対策本部等も併せて考えてまいりたいと、このように思っているところであります。

## 議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 7番（山岸はる美さん）

ありがとうございます。続いて、2件目に移らせていただきたいと思っております。

先ほどの町長答弁では、風力発電施設が果たしてきた役割の大きさと併せて、今後も風力の発電施設の導入に対しては協力していく考えを示されましたが、事業の成果及び

今後の事業推進に向けた取り組み方針などについて、具体的なことがありましたら、お知らせ願います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

成果と、それから、今後の進め方の方針というようなことですが、まず、成果ということで捉えますと、先ほど町長の方で答弁申し上げましたとおり、まず、大きなところで、山間地における風力発電の実証ということで、日本で初めて1,000メートル級の山間地に風車を設置し、将来の風力発電の推進の技術的課題が洗い出されて、全国にこの山間地における風力発電の普及に大きく貢献したことがございます。

また、二つ目としては、クリーンエネルギーの取り組みのシンボルとなっているということで、あそこの景観と相まって観光にもつながるような形での町の新エネルギーの推進のシンボリック的存在になってきているということ。

それから、三つ目として、交流人口の増加につながっているということで、この施設が整備された当時は10万人程度の観光客、交流人口になっていたものですが、それが、第3セクター等の事業等も相まって、50万人程度にまで拡大してきているということがございます。

それから、4点目としては、環境教育の機会の創出ということで、町内の小中学校をはじめとして、食料とエネルギーの生産の学習機会創出につながってきていることがございます。

それから、最後ですが、税金の増加ということで、固定資産課税がございまして、これまでに27,468,000円ほどの納付額となっておりまして、町の貴重な財源になっているということで、このエコ・ワールドくずまき風力発電所が町の新エネルギーの推進に果たしてきた役割は非常に大きなものがあるということで認識してございます。

それから、町の風力の推進の今後の考え方ということでございますが、新エネルギーの導入に当たりまして、町民の皆様方から、日常生活でも新エネルギーの恩恵が身近に感じることができるようにしてほしいというような要望があったこと等もありますし、また、町の基幹産業の酪農や林業などの振興と、町民の経済的な負担の軽減につながるような新エネルギーの推進を図っていきたいということで、平成23年度に専門家等で組織した、葛巻地域エネルギー推進利活用検討委員会を設置して、新エネルギーの導入に係る調査、検討を行ったわけですが、その報告書で、先ほど町長の方からご答弁申し上げましたとおり、今2,000キロワットの風車474基の設置が可能ということで報告されておりました、風力発電所を整備する場合には、一定の風が必要になってくるわけですが、そういった、いくつかの条件を満たすところが本町には多くあるということでございますので、この地域の、これも地域の資源でございますので、風車の事業所と協力しながら町、新エネルギーを活用したまちづくりに積極的にこれからも取り組んでいきたいということで考えてございます。

また、これと併せて、発電した電力を、ただ電力会社に売電するというのではなくて、その地域で安く利用できる電力の地産地消の仕組み、制度、そういったものをつくっていききたいということで、そういったことで企業誘致にもつながってくるというようなことがございますので、そういった制度の創出等に向けて、町はもちろんですが、全国風力発電市町村推進協議会等を通じながら、国等にも働きかけながら、風力発電で地域が元気になる、そういったまちづくりを進めていきたいということで考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ただいま、課長からこれまでの成果についての答弁をいただきました。

最後に副町長にであります。1点目として、袖山地区でも新たな候補地のひとつとしての調査が進められているようではありますが、具体的に候補地として確定するような場合、町としてはどのような対応方針をお持ちでしょうか。

また、2点目ではありますが、現在行っている袖山での風力発電事業について、今後、町としての関わり方について、基本的な考え方を伺います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。

1点目の、袖山地区での事業の関係でございまして、これにつきましては町長から答弁を申し上げているところでありますが、今、その筆頭株主でありますエコ・パワー社の方で、袖山地区が候補地としては有力であるということをお伺いしております。したがって、会社の方の今後の手続きと申しますか、社内の手続き等もあると思いますが、そういう中で、町の方にそういう協議等、あるいは相談等がありましたならば、積極的に実現に向けて町の方としても支援してまいりたいと、このように思っているところであります。

それから、袖山地区の現在の事業に関わる今後の対応ということでございまして、これにつきましては、平成11年6月からその事業が稼働しているわけでありまして、この事業は国庫補助事業を受けて事業を進めたものでございまして、したがって、その国庫補助事業の耐用期間と申しますのが17年になっておりまして、17年と言いますと、2年後になるわけですが、その段階で、現在いろいろ協議しているところでありますが、うちの方の出資を譲渡いたしまして、会社が全責任を持ってその対応に当たるという考え方で、今、向こうの方としての考えがそのような状況にありますので、最終的に、これから詰めなければならない部分もありますが、そういう方向のひとつの段階

で、会社側としての責任を持って、それに対応するというようなことになろうかと思っております。

もう一つは、今回のフィットといいますか、固定価格買取制度が20年になったことによりまして、さらに事業の買い取りができる期間というのが延びましたので、そういう中では31年6月まで、そういう事業ができるような仕組みにもなっているものがあります。今、そういう状況等も会社の方では検討しながら、といいますのは、超過債務もかなりの額がございますので、最終的にそれらの解消といいますか、対策もございませうから、そういう点等も含めて、今、筆頭株主のエコ・パワー社の方でそういう検討をされている状況でありますので、中でも、町に対する、出資者に対する負担といいますか、そういう部分が生じないような形の中に考えてまいりたいというような段階でありますので、今後の対応というのが、これからの協議の部分もあるということも含めてお答え申し上げておきます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ありがとうございます。続いて、3点目に移らせていただきます。

葛巻町は、広域農業開発事業で標高1,000メートルに広大な草地や農作物を作付けしています。ニホンジカはエサの豊富な山々に生息することから、生息しているのか、また、被害されているのかも、なかなか確認できないのが実情と思いますが、逆に被害が確認されるほどになると甚大な被害につながるわけありますから、そういった被害にならないうちに手を打たなければ、地元産業に甚大な被害をもたらします。

例えば、遠野市のニホンジカの生息数はおおよそ3,000頭と言われているようです。ハンターと罠による駆除と捕獲でも増頭に歯止めがかからないようです。

現在、町内で免許を持つハンターの方々は10人と聞いております。高齢化で辞めた人が多いようですが、ニホンジカ、クマなどの有害駆除には重要な人材であります。今後、ハンターの資格者を増やすことも視野に入れて、有志の方には資格取得に係る経費の助成などは考えられないのか。

また、収穫前にデントコーン畑をクマが荒らしております。担当課に罠の要請をしているが、罠が出払っていて、いつ回ってくるか分からないということで、慢性的な罠不足であるなら、予算措置で対処すべきではないでしょうか、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

まず、町の獵友会の状況についてでございますが、現在、獵友会のメンバーは10名になってございます。これは、平成20年が8名で、21年に1名増員の9名、それから、

22年にまた1名増になって、それ以降10名という形で推移してきてございます。それ以前も、大体8名前後で推移してきたような状況になってございます。若い方は35歳で、構成からいくと、一番高齢な方が69歳で、平均年齢は57.6歳ということになってございまして、県全体の狩猟の免許取得者は高齢者、60歳以上の方が60パーセント以上という形になってございますので、本町の場合はそれよりは比較的若い形の構成になっております。ですので、当面はこのメンバーの方々で十分対応はしていけるかなというようなことで考えてございます。

それから、罾を新しく作ったらどうかというようなことなのですが、今、保有しているのは、クマの罾を10基ほど所有しているところでございます。1回、有害駆除の申請が出て罾を設置すると、クマの場合は大体30日間、駆除の期間を取りながら対応するような形になっていまして、秋のちょうどデントコーンの時期になると、それが、かなり重なる部分は確かにございますが、ただ、10基あれば大体、今のところ対応できるような形になっていまして、それから、必要に応じて、壊れましたら、それも補うような形で現在進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ニホンジカを目撃した人は、かなり多くの群れでいたということですし、私自身4年前の11月、風車の帰りで目撃しております。また、仕事で行く人たちにはニホンジカを目撃は、もう珍しくないと言われております。ほかにサルを目撃もあり、さまざまな有害なものから、森林や農作物を守っていくには、早めの対処と、必要な駆除と、捕獲が重要と思われまますので、担当課に対しては迅速な対応を要望いたして、終わります。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時17分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。

一般質問を続けます。

3番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私から、次の2項目について質問をいたします。

はじめに、町の人口減少対策について、お尋ねいたします。

これにつきましては、先ほど、午前中、山岸議員と同じ質問でございしますが、重なる部分があるかと思えますけども、よろしく願いをいたしたいと思えます。

5月8日、民間の有識者による日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、約30年後、2040年の全国1,800市町村、これは福島県を除いているようでございしますが、ごとの人口推計結果を公表いたしました。我が町、葛巻町の人口は3,330人と公表され、さらに、行く行くには消滅する町との烙印まで押され、びっくり仰天しました。

この調査によりますと、町から人口流出が続くとした前提で試算した場合、再生産力の高い若年女性、20歳から39歳の方々の女性でございしますが、407人から123人に減少しまして、その減少率は69.8パーセントとなっていて、減少率では、県内で6番目に高い町となっております。

この若年女性の人口が50パーセント以上減少する市町村は、全国に896、約半数でございしますが、あり、中でも、そのうち人口が10,000人未満で消滅する可能性が高い市町村は532にのぼるという結果が出されています。ちなみに、若年女性が50パーセント以上減少すると、出生率が上昇しても若年女性の流出に伴うマイナス効果がそれを上回るため、人口流出が止まらなく、最終的に消滅する可能性があるとして解説しております。

このような結果から、葛巻町は消滅する可能性の高い町とされました。

日本創成会議が指摘する、消滅する可能性の高い町とは、財政事業が厳しく、病院運営をはじめ、公共交通、学校の維持等、町としての機能を成し遂げるのが極めて困難になることを指しているようであります。

今回の日本創成会議が公表した人口減少数値に類似した調査に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口がありますが、どちらの調査を比較しても、葛巻町の人口が急減する実態が浮かび上がってくる現実があります。

また、この人口減少問題では、平成10年代に入り、過疎化や高齢化率が進み、65歳以上高齢化率が50パーセントを超えた集落を限界集落、55歳以上高齢化率が50パーセントを超えた集落を準限界集落、そして、一部、限界自治体などと呼ぶ造語が飛び交った経緯があったことは、ご承知のとおりであります。

この限界集落という用語には、そこに住んでいる人だけでは、小さな集落が維持できなくなり、やがて崩落するとの意味合いがありました。これが、今回、一回り大きくしたものが、県や市町村版の消滅自治体や消滅市町村と呼ばれる所以ではないかと、そのように考えております。

人口減少する要因の中で、分かりやすい数値として出生数が上げられます。

葛巻町が合併した約60年前、昭和30年からの出生数を簡単にたどってみました。それによりますと、最高出生数は昭和30年で584人です。当時の人口は16,698人となっております。5年後の昭和35年は482人出生しておりますが、この昭和35年が16,902人で、当町の人口のピーク時となっております。それで、この昭和30年代は、500人から400人台の出生数となっております。昭和40年代に入りまして、300人から200人台、さらに、昭和50年、60年代で、200から100人台と減少しております。さらに、平成に入りましてから、100人未満の出生数となり、減少に歯止めがかからず、平成20



年には、過去最低出生数の26人となり、平成25年は微増したものの31人の出生数の推移となっているようであります。

当町の子育て支援については、次世代育成支援対策推進法に基づく、10年間、平成17年度から26年度までの計画推進のようでございますが、子育て支援計画が策定され、各種施策を講じているにも関わらず、出生数に歯止めがかからない実態となっております。

このまま町の人口が推計どおり急減していくことは、町の経済の衰退はもとより、人が減りゆく活力のない町に転落していくことから、危機感を持ってその戦略強化を図る必要があると考えます。

日本創成会議では、人口減少への対策として、二つの基本目標の設定を提言しているようでございます。その一つは、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる社会にするための希望出生率の実現を図ること。もう一つには、地方から大都市への人の流れを変える東京一極集中に歯止めをかけることとなっております。

人口減少対策は、町の存亡をかけた最重要課題と捉え、長期の人口動態を見据えた町のあり方や人口減少速度の抑制策など総合的視点から町が責任をもって対応し、早急に具体的施策を示す必要があります。

このような観点から、当町の人口減少について、次の事項について伺います。

一つ目には、日本創成会議から、消滅の可能性の高い町と公表され、その気分はあまり優れないものがあると思いますが、町の今の心境を冷静にお聞かせください。

二つ目には、約30年後の当町推計人口は3,000人台と公表されましたが、当町を持続可能とするための安定人口、人口規模は、どのくらいの人口が必要と考えているでしょうか。

三つ目には、日本創成会議が人口減少対応策の基本方針として、ストップ少子化戦略を打ち出していますが、深刻な人口減少に陥っている当町のストップ少子化戦略をお聞かせいただきたいと思っております。

四つ目には、同じく地方元気戦略ですが、葛巻版の具体的元気戦略はどのように推進する計画なのかお示しをいただきたいと思っております。

五つ目には、人口減少対策は、女性や若者の果たす役割が大きく、ますます重要度が高まっています。中でも、希望出生数の実現、女性、若者就労の場確保や、女性登用、人材育成、活躍する機会の拡大等の施策が喫緊の課題と考えますが、町の女性、若者人材活躍戦略をお尋ねをいたします。

次に、2項目の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、いわゆる教委改革法成立に伴う町長所見について伺います。

教育委員会制度を見直す教委改革法が6月13日に参議院本会議で賛成多数で可決、成立いたしました。

この法律改正では、教育行政に対する首長の権限を強めることを狙いとする総合教育会議が新設され、首長が設置主宰し、重要な教育方針等について、首長と教育委員会が協議することが義務付けられました。また、教育行政における責任の明確化のため、教

委トップには、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長を置き、首長が議会の議決を得て任命、罷免できる制度となり、その任期は3年とする内容が柱で、来年4月1日から施行する内容になっております。

政治的中立性を確保するため、現行どおり教育委員会を教育行政の最終権限を持つ執行機関として残す一方で、首長が主宰することとなる総合教育会議では、さまざまな事案が協議できるため、首長の政治介入の余地があり、運用が課題となるとの指摘もあります。

この法律改正により、来春に向けて総合教育会議や新教育長体制への移行準備が本格化されると思いますが、次の事項に係る教委改革法成立に伴う町長の所見をお聞きいたします。

一つ目には、教育行政に対する町長の権限が強化されました。教育行政の指針となる大綱の策定をするほか、学校の統廃合など予算が絡む教育条件整備や重要な教育施策をはじめ、いじめ、自殺といった緊急時の対応も協議する総合教育会議新設設置に係る所見をお伺いいたします。

二つ目に、現行の教育委員長、教育長制を一本化し、教委トップに新教育長が設けられ、その任期は3年となりました。少なくとも1回は町長が自分の任期中に議会の同意を得て任命できるようになりましたが、新教育長創設に係る所見を伺います。

三つ目に、先ほどから申し上げておりますが、町長の権限が教育行政に強化反映できるシステムとなりました。また、新教育長の責任の明確化をどのような形で高めていくのか、その所見を伺います。

四つ目には、今回の法改正の原点は、2011年の滋賀県大津中2年生のいじめ自殺事件で、教委の密室隠ぺい体質が問題化したことから、教育行政に民意を反映させるための改正と言われております。新制度の運用に際し、教育長や教育委員をはじめとした事務局職員の意識改革も問われることとなりますが、教委改革法成立に伴う今後の町教育行政活性化に向けた取り組み所見をお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

1件目の町の人口減少対策について、お答えをいたします。

1点目の、日本創成会議から消滅の可能性が高い町と公表された当町の心境についてであります。

町の人口の推移につきましては、先ほど山岸議員に答弁申し上げたとおりでございますが、先般、増田寛也元総務大臣が座長を務める日本創成会議、人口減少問題検討分科会からストップ少子化・地方元気戦略が公表されたところであります。日本全体が直面している深刻な人口減少をストップさせ、地方を元気にしていくための総合的な戦略などが示されたところであります。

その基本目標といたしましては、国民の希望出生率を実現する。地方から大都市へ若者が流出する人の流れを変える。東京一極集中に歯止めをかける。こういった、この二つが掲げられております。この目標を達成するため、三つの戦略が示されており、三つの戦略が示されておられるわけです。一つ目は、若者が結婚し、子供を産み、育てやすい環境を作るストップ少子化戦略。二つ目が、地方を建て直し再興する地方元気戦略。三つ目が、女性や高齢者などの人材の活躍を推進する女性・人材活用戦略であり、これらの戦略の推進に向け、政府に対して早急な対策を講じるよう提言されたところであります。

この提言では、地方を中心に人口減少が深刻化する中で、人口の再生産力に着目をし、市区町村別の将来推計人口の試算が行われたところであり、人口の再生産を中心的に担う20歳から39歳の女性人口、いわゆる若年女性人口が減少し続ける限り、人口の再生産力は低下し続けるもので、このことにより日本全体の人口減少が進むほか、若年女性が50パーセント以上減少することで、出生率が向上したとしても人口維持は困難な状況になるとされておるものであります。

このような市区町村は、将来的に消滅する可能性が高いとされ、全国の約半数にあたる896の市区町村が消滅可能性都市で、さらに平成22年の時点で10,000人を割る市区町村であります。先ほど柴田議員の質問の内容では532の市区町村とおっしゃっていただきましたが、私の調査では523の市区町村であります。523の市区町村は、さらに減少の可能性が高いとされております。

この試算による当町の状況であります。平成22年の国勢調査で総人口7,304人、うち若年女性人口が407人、その比率は5.6パーセントであったものに対し、平成22年には総人口3,330人、うち若年女性人口が123人で、その比率は3.7パーセント、人口で54.4パーセント、若年女性人口で69.8パーセント、それぞれ大幅に減少することによって、当町も消滅可能性都市のひとつとして公表されたほか、県内では県央部の六つの市町を除く27市町村が該当、また、26年後に10,000人を下回り、消滅の可能性が高いのは、当町を含め15の町村とされております。

この推計は、平成22年の国勢調査のデータを基に、人口移動率、大都市への流入人口など一定の調整率を乗じて、全国一律に試算されているものであり、それぞれの市区町村の取り組みや個々の状況が一切考慮されていないものであります。

実際、当町における転出超過の状況は、過去20年間の平均が146パーセントなのに対し、直近5年間の平均は131パーセントであります。また、平成24年度のみでは113パーセントと転出超過が減少してきているほか、昨年度、独自に直近の過去10年間の行政区別人口減少率から試算した将来人口推計では、平成54年に4,028人となる見込みで、日本創成会議が推計した結果よりは、2割以上緩やかな人口減少となっていくものであります。

独自推計と日本創成会議が示した推計との主な違いは、年少人口の減少が落ち着いてきたこと、平成20年度以降、取り組んできた移住・定住対策の成果が表れてき始めていると、そのように考えるものであります。

こういった取り組みの成果、こういったことも再認識をしながら、多くの町民が普段の活動の中で、さらに郷土愛と情熱を持って多くの町民が取り組むことによって、さら

に大きな成果が期待されるもの、そのように思っておるものであります。

このことから、日本創成会議が示したデータは、あくまでも将来を予測したひとつの指針であり、参考にすぎないと思うところではありますが、人口減少が進んでいくことには変わりがなく、完全に無視することはできないデータであると、そのように思っております。

町としては、現状や住民ニーズを踏まえた上で、一人でも多くの住民が定着し、一人でも多くの移住者を確保できるように、10年後、20年後の町のビジョンを明確に持った中で、さまざまな施策に取り組んでいくことが重要と、そのように考えておるものであります。

次に、2点目の当町を持続可能とするためのあるべき人口規模についてであります。

現在、急激な人口減少などに伴い、平成26年4月1日現在、全国1,741市区町村中、当町を含め616の市町村が過疎地域の指定を受け、うち人口規模が10,000人に満たない町村が380町村、さらに7,000人未満は304存在しており、過疎地域の指定を受けている約半数は、当町よりも規模が小さい町村であります。

これら町村の中には、独自の創意工夫を持ち、地域活性化に取り組むことで優れた成果を挙げ、過疎地域のモデルとなるような団体も数多くあり、地域の持続可能性は人口の数ではなく、住民一人ひとりが、さらには住民が一体となった郷土に対する愛情と情熱を持ったまちづくりを継続していけるかだというように考えております。

一方で、434.99平方キロメートルと広大な面積を有する当町におきまして、先人が守り築いてきた、この雄大な自然を次の世代に引き継いでいく義務が私たちにはあり、これ以上、人口が減少していくことは、決して望ましいことではないことだというように認識をいたしております。

次に、3点目の町のストップ少子化戦略についてであります。

当町における人口減少の主な要因は、若者世代の流出と未婚者の増加が起因しており、これまで新婚ライフサポート事業、あるいは、安心して産み育てられる町を目指し取り組んでいる、乳幼児・児童生徒医療費助成、あるいは保育料の軽減など、経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備すること、そういったことに努めてまいったところであります。今年度は、これまでの年長児の保育料の無料化、世帯第3子以降の入園児にも拡大をさせ、そして、制度の拡大を図っておるところであります。

日本創成会議の戦略では、若者が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境をつくることを目標としており、当町におきましても、すでに取り組んできたものでもあり、今後は、支援策のさらなる充実と新たな取り組みを図ってまいりたいと考えておるものであります。

次に、4点目の町の元気戦略についてであります。

日本創成会議では、地方元気戦略として、地方を建て直し、再興を図るため、若者に魅力のある地域拠点都市を中核とした新たな集積構造を目指し、地域経済を支える基盤づくりや、農林水産業の再生、地方へ人を呼び込む魅力づくりを展開する必要があると提言をしております。

この提言につきましても、私が就任した当時から、町が持つ多面的な資源、あるいは

山村の持つ豊かさ、こういったことを情報発信をし、都市との交流を深めるとともに、基幹産業の持続的な経営に向けた支援や取り組みのほか、生活環境の充実、安心安全なまちづくりに努め、町民一体となった光り輝くまちづくりを展開し、魅力あるまちづくりを進めてきたところであります。

特に、産業面では、くずまき高原を冠としました、くずまきブランドや東北一の酪農の町の未来を見据えた新葛巻型酪農構想プロジェクトの確立、あるいは6次産業化を中心とした地場産業の振興などに向けた動きを加速させ、これらの取り組みや成果を効果的に情報発信していくことで、過疎・山村のモデルとして全国から人を呼び込むことができる、魅力ある町にしていきたいと考えております。

次に、5点目の町の女性・人材活躍戦略についてであります。

日本創成会議では、少なくともここ数十年は生産年齢人口の減少は避けられず、活力ある経済社会として発展するためには、女性や高齢者の活躍を推進する必要があると提言されております。

平成26年5月末現在、住民基本台帳に登録される女性は3,556人、51.4パーセントと男性を若干上回り、また、65歳以上の高齢者は2,739人と、39.6パーセントで、5人に2人は高齢者という状況であります。人口が減少する中、当町においても女性や高齢者が積極的に地域社会に参画し、それぞれの持つ能力を最大限に生かし、活躍していくことが望まれることから、社会参画しやすい環境と支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、2件目の教委改革法成立に伴う町長所見について、お答えをいたします。

まず、1点目の総合教育会議の設置の所見についてであります。

去る6月13日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が参議院本会議で可決、成立いたしましたところであり、その改正趣旨は、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しを図り、地方教育行政制度の改革を行うとのことであります。

改正の概要といたしましては、教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱を定めること。大綱策定の協議機関として、首長及び教育委員をもって構成する総合教育会議を設置すること。教育委員会は、首長が議会の同意を得て任命する教育長と4人の委員をもって組織することなどが主な内容となっております。

ご質問の、総合教育会議は、首長が主宰し、大綱の策定や重点施策の緊急措置の協議、調整を行う機関として設置が義務付けられるものであり、平成27年4月1日からの施行となりますが、制度の運用概要などの詳細につきましては、今後、国から示される予定であり、その内容を十分に検証した上で、具体的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の新教育長創設に係る所見についてであります。

今回の法律改正では、教育行政における責任の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長を議会の同意を得て任命、あるいは罷免することとなり、その任期は、これまでの4年間から3年間となるものであります。経過措置として現在の

教育長の任期終了後から施行されるということになっております。

当町の場合、現教育長の任期が平成29年12月24日までとなっており、施行まで猶予がありますが、人事案件でありますので、新制度の運用に際しましては、先行する市町村の状況等を見ながら、慎重に進めていきたいと考えております。

次に、3点目の町長と新教育長の権限強化と責任の明確化の所見についてであります。

当町では、平成22年度に園児から生徒に至るまでの子どもの保育や学校教育を一体的に取り組んでいくことを目的に組織の機構改革を行い、町長部局と教育委員会部局が密な関係を構築し、相互に連携を図りながら教育行政を推進してきているところであります。

新制度に移行しましても、これまで以上の関係と相互連携に努めながら、次代を担う子供たちのために邁進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、4点目の教委改革法成立に伴う今後の町教育行政活性化への所見についてであります。

今回の制度改正に伴う具体的な概要、あるいは運用方法は、今後国から示されることとなっており、その内容を熟知、検証した上で今後の町教育行政に反映していかなければならないと考えておりますし、何よりも子どもたちが健やかに育つ環境の整備が一番大事なことでおと考えております。

今回の法律改正で、首長には自治体の教育方針である大綱の策定権が与えられることになりましたが、新教育長とそれぞれの立場における視点を尊重し合い、しっかりとした連携のもと、町教育行政の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、第1点目の人口減少対策ですが、いわゆる人口減少対策については、当町の施策は決して私は劣っているとは思っておりません。むしろ国に先んじている部分が多々見受けられますので、それにも関わらず、このように減少している現実があるわけで、人口推計のように、もう今の7,000人から3,000人に急激に減るといふようなになれば、やはり町民の皆さんにも激震が、自分たちが住んでいる町が、そんなに人口が小さくなって、どうなるのかなという不安感の方が多くなると思うのですよね。

それで、そういったような部分での、やはり町から発信するいろいろな施策を体系付けたような形での、ぜひ住民の皆さんに情報も発信していただいて、取り組みは、いわゆるオール葛巻型で、ぜひ、そのような形で取り組んでもらいたいというようなことで、先ほど山岸議員の質問の中で、職員の中でプロジェクトチームをつくるという、それも、ひとつの手でしょう。そういうようなことも良いのでしょうけれども、この一つひとつというよりは、やはり総合の観点から施策をやっていく必要があるのではないかと、このように思います。

それで、10年間、子育て支援計画もつくって、推進してきて、今年度終わりになるのですが、これが終わったあと、こういったような子育て支援計画というのは、どのような形で、またいくのかなど。その方向性は、私の目から見えないので、まず、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（吉澤信也君）

今の柴田議員さんの子育て支援計画の部分につきまして、現在、子育て支援計画の後期行動計画の評価を、関係する部局の職員で連絡会議を開いておりました、その評価をAからCまで、実施済みとか未実施ということで、今、行っております。

その中で、評価Aの部分であれば、保育サービスでは、年長児の保育料の無料化、それが今年度は、世帯第3子の保育料の無料化とか、あとは乳幼児の医療費の助成につきましては、今年度、中学校3年生まで無料化とか、そういうAのランクがあります。あと、今後、課題とする部分もこの前の会議の中では話をされておりますけれども、病児・病後児保育とか、あとはファミリーサポートセンター、これは一応、組織化等が必要かと思われましても、そういう部分での保護者のニーズがありつつも、社会的資源の不足によって体制整備ができない部分がある程度ありまして、これらを今度の次期計画の方に盛り込んでいかなければと思っております。

あと、次期子ども・子育て支援計画につきましては、国で制定されました子どもの子育て支援計画、あとは、今年度10年間の期間が延長になりました次世代育成支援対策推進法、これは推進法の方は市町村の各任意での策定となりますけれども、これは今までの計画の中でも重要な部分でありますので、これも入れながら、子ども・子育て会議、25年度は2回開催されておりますけれども、今年度は、もう2回開催しながら、県の方には計画書を10月上旬には提出しなければなりませんので、これは今準備しておりますけれども、それらも含めながら、計画等の部分で委員の皆さん等から意見を聞きながら、女性が安心して子どもを産み、育てる環境づくりは特に、先ほどもいろいろ話がありましたけれども、経済的負担等の軽減を図ることが一番重要であると思っておりますので、それらも含めながら、今後の新しい子ども・子育て支援計画の方に盛り込んでいければと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

計画については、今後、策定というような前提があるようでございますが、そこで、お伺いしたいわけですが、これまでの子育て支援計画は、どちらかと言えば就学前の支援施策計画が充実、盛り込んでいるような私は感じがしておりますが、これだけで

は、どうしても、やはり今の世の中には合ってきていないような、あまりにも、もう少しスパンを長くしたような感じで、特に若者とか女性の雇用の問題から入らなければ、そして、ある程度の一定の安定した収入、働く場所の確保から始まって、婚活等とか結婚生活施策も含めたような、それから、さらに進んだ妊娠とか不妊の医療施策も盛り込んで、さらに出生したあとの、今やっているような保育料の軽減とか、医療費の無料化の拡大とか、さらに、そこから進んで小中学校の施策はもとよりですが、高校、大学の教育費、これも非常に負担感が多いのではないかと考えておりますけれども、そういったような部分まで総合的な体系付けられるような施策計画が、今回ぜひ私は必要なものではないかと考えておりますが、この点については、そのような計画を盛り込む予定になっているのでしょうか。その点を、まず伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（吉澤信也君）

今の部分ですけれども、一応そういう定住とか、若者の部分も含めながら、あと、先ほど山岸議員さんの方にお話しましたけれども、妊婦の支援拡大、強化の部分も含めながら進めていかなければならないと考えております。それらを、いろいろ委員の皆さんからの話を聞きながら、今回の計画の方には盛り込んでいければいいと考えておりますけれども、よろしく願います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

総合施策になりますので、健康福祉課1課だけの視点では、なかなか思うようにいかないと思いますが、この点については、事務の総取りまとめの副町長がどのような考えを持っているのか、副町長のお考えもお聞きしたいですね。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

子育て支援計画の位置付け、あり方ということでございますが、今、健康福祉課長の方から、これまでの経緯と、そしてまた、今後、考えている内容等をお話したわけですが、これまでの子育て支援計画、あるいは、それに関連する対応ということの中では、どうしても雇用と、その地域の中に住んでいただける環境、あるいは、そういう中では、若者の定住促進住宅といますか、そういうもの等も含めながら、総合的に対応は考えていかなければならないと、このように思っているところであります。



議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

人口減少については、いわゆる今の現状からいきますと、やはり急激な減少は避けるのが手っ取り早い施策ではないかと、人口減少の抑制策も含めたような形で、増えるということは、なかなか容易なことではないと思いますので、もう徐々に減っていくにしても、そのような状況をつくっていかなければならないというようなことなわけですが、そういったような意味では、先ほど町長からの答弁の中では、推計人口と実際とは2割くらいのかい離があるというようなお話、それで、その人口推計を鵜呑みにするのではなくて、それを、いくらかでも緩やかな形でストップさせていく方法が一番現実的な対応ではないかと思っておりますので、その視点で、一応、先ほどは具体的な数値目標等は示さなかったのですが、そういったような数値目標も、ある一定の人口であれば問題ないと思っておりますので、出生数であれば、いろいろ議論のあるところなのですが、人口数であれば、葛巻は、例えば、10年後でも6,500人は確保したいという努力でいろいろな施策を進める方法があるのではないかと思いますので、そういうような形もとっていただき、葛巻は人口もそんなに激減しない施策で、このようにオール葛巻でやっていくのだという姿勢づくりを、ぜひやってもらいたいと思うのですが、ここでは、やはり町長から、この件についてお伺いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員のご質問でございますが、柴田議員には、これまでの町の新しい人口の増加戦略に対する施策についてはご理解をいただいておりますし、他の町村と比較して劣っているものではないという、冒頭でのお話がありました。

私も、他の町村には劣らないような葛巻町独自の新たな施策をと、そのように思いながら取り組んでまいったものでありまして、それが少しずつ実績が表れてきている、そのように感じているところであります。子どもも産み育てやすい環境をつくりたい、安心して産めるような状況にしたい、そのためには若い方々が仕事に就けるような状況でもなければならぬ、そうも思っておるものでありますので、一つひとつではなくて、一体となつてつながっていかなければならないわけでありまして、まず、若い人が仕事に就けるような、そういった若者雇用の対策にも取り組んでいるわけでありまして、葛巻高校を卒業して、あるいはまた、Uターン、Iターン、若い方々が戻ってきまして、そして、町に就職をしていただきましたら、2年間、雇用主に対して補助金を出すと、そういったこともしております、町に暮らす人を一人でも多くできるように、多くの方が住んでいただけるように、そして、若い人を中心に雇用の機会を増やすように考えて

いるものでもあります。

それからまた、新婚ライフサポート、住宅の提供であります。これも古い医師住宅を5,000円で提供しておりました。あそこには若いご夫婦が住んでいただきまして、どなたも小さい子どもさんを育てておられます。これも大変効果があったな、いいなというように思っております。これについては、早期に住宅を整備したい、そして、各町内の小学校、各小学校単位すべてに整備をしていって、そして、この各小学校の子どもたちを減少させないような、そんな施策にも取り組んでまいりたい、そうも思っております。また、保育料等の軽減も年々、ご存じのとおり軽減しているものがあります。

この保育料の軽減に対しましては、私もいろいろな機会に若いお母さん方と話をさせていただきまします。もっと軽減して、例えばゼロだったらどうでしょうかというお話をしたりした経緯があるのですが、そうしましたら、実際に子育てをなさっておられる方々で、ゼロはよくないと思いますと、そういうようなお話もいただいておりますので、どの辺がちょうどいいものかも見極めながらというように思ひまして、年々軽減はしているものの、現在はゼロではないということでもあります。

住みやすい、それからまた、Uターン、Iターンもしやすい、そして、働く環境も、雇用主の方もいい、そして、全体的に安心して暮らせる町、雇用の面でも、子育ての面でも、あるいは住まいの面でも、しっかりと考えてまいりたいと、それからまた、高等学校の存続ということも喫緊の重要な課題でございますので、これらにも併せて、一緒に対処していかなければならない、対応していかなければならない、そのように思っているものでもあります。

人口につきましては、今よりは決して減らないように、どこかで減少はしたけども、どこかでプラスに転じた、そういった町にしていきたいと、早期にしてみたい、そのように思っておりますので、これは私一人だけ、あるいは町役場だけということではなくて、町民みんなが、そういった熱い思いになることが大事だというように思っております。私も今いろいろな機会に、話をさせていただく機会があれば、将来に向かっての不安は人口減少であります。人口増加戦略をみんなで真剣に考えましょうという話をしておりますので、ぜひ柴田議員からもより一層のご指導を賜りたい、ご尽力を賜りたい、そのようにお願いをいたす次第であります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

町長から力強い、今のような発言がありましたので、期待は当然しておりますし、今回10,000人未満で消滅する可能性が高い町というような、こういうような表現を返上するような、むしろ、これを返上するモデルになるような町を、ぜひ私はつくっていかねばならないだろうし、つくらねばならないと、そのような思いから今回このようなことを、あえて取り上げさせていただきましましたので、この全国の消滅するという

ような集落、限界集落、そういったような部分については極力避けながら、そうでなければ、夢も希望もないですよ。ぜひ、そういったようなことで実現を頑張っていたいただければなというように質問いたしましたので、頑張っていたきたいなど、このように思っております。

次に、教委改革の方でございますが、これまでも教育委員会の改革については、何度か行われてきたようですが、今回の改正は、中身的には非常に大きな中身ではないかと思っております。

こういったような中で、この新教育長、あるいは新しい教育委員、あと、教委事務局にとっても、すごく大改革と思っておりますが、そうしますと、どうしても意識改革とか、制度改革等々の私は研修制度等が充実してこなければダメではないかと思っておりますので、これは教育長からお伺いしたいと思いますが、こういったような意識改革や制度改革に当たっての研修制度はどのような形をつくって、教育委員会内部の対応の進め方をやっていくのか、これは教育長から答弁をお願いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

それでは、教育長の方からお答えをいたします。

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正ということでございます。これは、半世紀以上も続いてまいりました市町村等の教育行政のシステムが大きく変わるという、大変意義のあることではないかというように思っております。

ただ、このひとつのきっかけが2011年の中学校のいじめ自殺問題にその端を発して、教育委員会というのは責任の所在がどうも不明確だとか、あるいはスピード感がなくて対応が後手後手に回っているというようなご批判を受けてのものでも考えております。そういったご指摘に対しましては謙虚な姿勢で、我々教育委員会事務局といたしましても、地域住民から信頼される教育行政を担う事務局の職員に相応しい、やはり意識をしっかりと持って、日々の職務に当たると、そういった心の部分での意識改革という意味でも私は前向きに捉えたいと考えておりますし、また、事務局の職員、役場の方から異動して来たりしてございまして、必ずしも教育のプロではございません。ただ、教育委員会事務局で教育行政の仕事に携わる以上、そういった教育、あるいは生涯学習、スポーツ等に関する専門性なり、あるいは、それぞれのキャパシティーをしっかりと持っていき、そのための研修、そういったことに関しても、この趣旨を踏まえながら今後検討してまいりたいと思っておりますので、いろいろご指導、ご支援よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 1 番 ( 柴田勇雄君 )

今回、大改革でございますので、教育委員会の果たす役割は非常に大きなものがあるかと思っておりますので、要するに葛巻に生まれ育った子どもたちを健やかに、そしてまた、将来性のある、人間性の大きな子どもに、ぜひ、教育委員会が中心となって、学校教育を充実させていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

## 議長 ( 中崎和久君 )

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合によって、7月7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、7月7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第32号から議案第35号までの4議案の審査については7月7日に行い、決算特別委員会に審査を付託しました、認定第1号の審査については7月8日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

( 散会時刻 14時27分 )